

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 鳥取県告示第四百三十七号 製炭合理化促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十七年八月十日

鳥取県知事 石破二朗

### 製炭合理化促進事業補助金交付要綱

#### (目的)

第一条 製炭合理化促進事業補助金の交付については、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。)に定めるもののか、この要綱に定めるところによる。

#### (補助事業者の範囲)

第二条 製炭合理化促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることのできる者は、次の各号に掲げる者であつて、木炭搬送施設、切炭機及びチクソー(以下「施設等」という。)の整備を行なうものとする。

- ◆告示 製炭合理化促進事業補助金交付要綱
- ◆正誤 土地の公用廃止
- ◆正誤 道路位置の指定
- ◆正誤 基準給食施設等の承認
- ◆正誤 国民健康保健医等の登録
- ◆正誤 牛のコレラ予防注射の実施
- ◆正誤 牛のピロプラズマ病検査の実施
- ◆正誤 牛のピロプラズマ病検査等の実施
- ◆正誤 鶏のひな白痢検査の実施
- ◆正誤 毒物及び劇物取扱者試験の実施
- ◆正誤 員会規則第二十七号中訂正

## 二 森林組合

三、自ら木炭を生産する者の構成する組合で知事が認定したもの

## (補助事業の種類等)

第三条 補助事業の種類、事業の内容、交付対象の要件及び補助率は、別表のとおりとする。

## (申請書の添付書類)

第四条 規則第五条第一号に規定する事業計画書は、第一号様式のとおりとする。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第五条第一号及び第二号に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を申請書に添えなければならない。

- 施設等の整備位置図
- 今後三年間ににおける組合員の施設等利用計画と木炭生産計画
- 施設等の製作書（製造会社）、型式及び見積書
- その他参考となる書類

## (申請事項の変更)

## 第五条 規則第十二条の規定による申請は、第一号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

## (施設等の管理責任)

第六条 補助金の交付を受けた組合は、当該補助金に係る施設等を組合員に使用させる場合は、管理簿によつてその所在及び管理責任者をあきらかにして、善良な管理をしなければならない。

## (書類の経由機関)

第七条 規則及びこの要綱に基づく提出書類は、すべて所轄地方農林振興局長を経由しなければならない。

## 附 則

- この要綱は、昭和三十七年度分の補助金から適用する。
- 奥地製炭促進補助金交付要綱（昭和三十五年十月鳥取県告示第四百八十三号）及び木炭加工施設設置事業補助金交付要綱（昭和三十六年八月鳥取県告示第四百七十九号）は、廃止する。

## 別 表

事業の種類	事業の内容	交付対象の要件	補 助 率
木炭搬送施設整備事業	荷重五〇キログラムに耐え搬送距離一、〇〇メートル以上のものを標準とし、三年以上の使用に耐え得る木炭搬送施設を整備する事業	1 組合の地区内に奥地（主たる集荷駅港頭から四〇キロメートル以上までの地域）若しくは製炭地の中心が道路又は林道（自動車道）からの搬送距離五キロメートルを超えて、そのうち一キロメートル以上が人肩搬送による地域）を有し、かつ、その地域内の林野率が七五%以下の木炭搬送施設の効率的な利用ができる組合 2 原則として、奥地において製炭原木を確保し、製炭に従事する専業製炭者（しくは製炭に依存する度合の高い第一種兼業製炭者）四世帯以上に共同利用させ、木炭搬送施設の効率的な利用をはかり得る組合	
切炭機整備事業	原則として動力機械で用に耐え得る木炭機械を用いることができる切炭機を用いて、三年以上の能力を使用する事業	組合の地区内における木炭生産量が年間二〇〇トン以上ある組合	
事業による木炭搬送施設を設置した組合	四馬力以上の能力を有し、三年以上の能力を使用する事業	当該補助事業に要する経費の三分の二以内	
チエンソーアンブッシュ	四馬力以上の能力を有し、三年以上の能力を使用する事業	当該補助事業に要する経費の三分の二以内	

00960

## 第1号様式

## 昭和 年度製炭合理化促進事業計画書

事業主	事業場所	組合の 全面積A	林野面積 B	林野率 B/A	地区内の木炭生産者	地区内の木炭生産量	備考
組合名	所在地	ha	ha	%	全生産者	組合加入者	組合取扱量

## 第2号様式

鳥取県知事 氏 名 殿

組合の所在地

組合の名称

代表者氏名

年 月 日

## 昭和 年度製炭合理化促進事業計画変更申請書

昭和 年 月 日付け鳥取県受第 号で補助金交付決定(交付内示)の通知があつたこの事業の実施について、下記理由により、事業の内容(申請事項)を別紙のように変更したいので、承認されたく、鳥取県補助金等交付規則第11条の規定によつて申請します。

記

## 変更の理由

(添付書類)

- 1 事業変更計画書(様式第1号に準じて作成すること)
- 2 更正収支予算及び見積書
- 3 その他参考となる書類

## 鳥取県告示第四百三十八号

次の土地は、昭和三十七年八月十日から公用を廃止する。

昭和三十七年八月十日

鳥取県知事 石 破 一 朗

場 所 地 目 面 積

鳥取市田島字猿尾打越 松下 道路敷 11118坪 合同会社

## 鳥取県告示第四百三十九号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)

00961

(第3種郵便物)  
5 昭和37年8月10日 金曜日 鳥公報 第3350号 認可(第3種郵便物)  
4 昭和37年8月10日 金曜日 鳥公報 第3350号 認可



法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対し検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 鳥取県告示第四百四十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛のピロプラズマ病検査並びに乳牛の結核病、ブルセラ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対し検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年八月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ピロプラズマ病検査のため  
二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 牛。ただし、生後四十日以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 血液塗沫検査

#### 別表

実施期日 実施区域 実施場所

- 八月 十六日 日野郡日南町日野上 矢戸、三栄診療場
- 十七日 // 多里 新屋、多里
- 十八日 // 大宮 印賀、本山
- 二十日 // 福栄 上坂、大坂

一 実施の目的 ピロプラズマ病、結核病、ブルセラ病の予防のため  
二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- ピロプラズマ病検査 牛。ただし、生後四十日以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く

結核病、ブルセラ病検査 牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内、分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く	別表	牛のピロプラズマ病検査日程
ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法別表 乳牛の結核病並にブルセラ病検査日程	実施月日 実施区域 実施場所	実施月日 実施区域 実施場所
八月 二十日 鳥取市美穂地区 農協前	八月 十三日 国府町雨滝地区	八月 十三日 国府町雨滝
二十三日 //	大石地区	大石地区
二十四日 //	上地地区	上地地区
二十二日 //	広西地区	広西地区
二十一日 //	美歎地区	美歎地区
三十一日 //	神垣地区	神垣地区
二十九日 //	岩美町唐川地区	岩美町唐川
二十八日 //	洗井地区	洗井地区
二十七日 //	鳥越地区	鳥越地区
二十六日 //	銀山地区	銀山地区
二十五日 //	銀山	銀山
二十四日 //	塩谷地区	塩谷地区
二十二日 //	塩谷	塩谷
二十一日 //	千代水地区	農協前
二十九日 //	叶検診場	叶検診場
二十八日 //	晚稻検診場	晚稻検診場

#### 鳥取県告示第四百四十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予除法(昭

和二十六年法律第二百六十六号)第六条の規定に基づき、  
鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年八月十日

鳥取県知事 石破 二朗

二十五日	足山	湖山	梶川
二十六日	坪内	伏野	森井
二十七日	西尾	岩坪	岩田
二十八日	河本	賀露	福原
二十九日	山本	向国安	南
三十日	森田	倉吉市穴沢	田邊
三十一日	東伯郡大栄町田良宿	東伯郡羽合町長瀬	福島
三十二日	福島	倉吉市穴沢	吉田清
三十三日	河本	羽合町長瀬	山口
三十四日	森田	倉吉市穴沢	戸崎
三十五日	東伯郡大栄町田良宿	東伯郡羽合町長瀬	鹿田
三十六日	福島	倉吉市穴沢	岸田
三十七日	吉田清	東伯郡北条町土下	南
三十八日	山口	羽合町上浅津	
三十九日	戸崎		
四十日	鹿田		
四十一日	岸田		
四十二日	南		

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 鶏。種鶏及び同一構内で飼育する鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法 ひな白痢急速診断法

別表 ひな白痢検査日程

実施期日	実施区域	実施場所
八月二十日	鳥取市上砂見	財原種鶏場
二十一日	桜谷	小林
二十二日	下味野	坂本
二十三日		中川
二十四日	賀露	上林

二十五日	東伯郡大栄町田良宿	福島
二十六日	福島	吉田清
二十七日	東伯郡羽合町長瀬	山口
二十八日	倉吉市穴沢	戸崎
二十九日	東伯郡北条町土下	鹿田
三十日	岸田	南
三十一日	羽合町上浅津	
三十二日		
三十三日		
三十四日		
三十五日		
三十六日		
三十七日		
三十八日		
三十九日		
四十日		
四十一日		
四十二日		

九月	二十八日	倉吉市石塚	山根博
	二十九日	生竹	衣笠
	三十日	東伯郡関金町大鳥居	山本節
	一月一日	安歩	池田
	一月二日	泰久寺	野島
	一月三日	日野六	山本巣
	一月四日	日野寿	高間
	一月五日	大原	田中
	一月六日	泰久寺	安長
	一月七日	日野寿	上古川
	一月八日	大原	花田
	一月九日	泰久寺	高間
	一月十日	日野寿	岸本実
	一月十一日	泰久寺	上古川
	一月十二日	日野寿	花田
	一月十三日	泰久寺	高間
	一月十四日	泰久寺	岸本実
	一月十五日	泰久寺	上古川
	一月十六日	泰久寺	花田
	一月十七日	泰久寺	高間
	一月十八日	泰久寺	岸本実
	一月十九日	泰久寺	上古川
	一月二十日	泰久寺	花田
	一月二十一日	泰久寺	高間
	一月二十二日	泰久寺	岸本実
	一月二十三日	泰久寺	上古川
	一月二十四日	泰久寺	花田
	一月二十五日	泰久寺	高間
	一月二十六日	泰久寺	岸本実
	一月二十七日	泰久寺	上古川
	一月二十八日	泰久寺	花田
	一月二十九日	泰久寺	高間
	一月三十日	泰久寺	岸本実
	一月三十一日	泰久寺	上古川
	二月一日	泰久寺	花田
	二月二日	泰久寺	高間
	二月三日	泰久寺	岸本実
	二月四日	泰久寺	上古川
	二月五日	泰久寺	花田
	二月六日	泰久寺	高間
	二月七日	泰久寺	岸本実
	二月八日	泰久寺	上古川
	二月九日	泰久寺	花田
	二月十日	泰久寺	高間
	二月十一日	泰久寺	岸本実
	二月十二日	泰久寺	上古川
	二月十三日	泰久寺	花田
	二月十四日	泰久寺	高間
	二月十五日	泰久寺	岸本実
	二月十六日	泰久寺	上古川
	二月十七日	泰久寺	花田
	二月十八日	泰久寺	高間
	二月十九日	泰久寺	岸本実
	二月二十日	泰久寺	上古川
	二月二十一日	泰久寺	花田
	二月二十二日	泰久寺	高間
	二月二十三日	泰久寺	岸本実
	二月二十四日	泰久寺	上古川
	二月二十五日	泰久寺	花田
	二月二十六日	泰久寺	高間
	二月二十七日	泰久寺	岸本実
	二月二十八日	泰久寺	上古川
	二月二十九日	泰久寺	花田
	二月三十日	泰久寺	高間
	二月三十一日	泰久寺	岸本実
	三月一日	泰久寺	上古川
	三月二日	泰久寺	花田
	三月三日	泰久寺	高間
	三月四日	泰久寺	岸本実
	三月五日	泰久寺	上古川
	三月六日	泰久寺	花田
	三月七日	泰久寺	高間
	三月八日	泰久寺	岸本実
	三月九日	泰久寺	上古川
	三月十日	泰久寺	花田
	三月十一日	泰久寺	高間
	三月十二日	泰久寺	岸本実
	三月十三日	泰久寺	上古川
	三月十四日	泰久寺	花田
	三月十五日	泰久寺	高間
	三月十六日	泰久寺	岸本実
	三月十七日	泰久寺	上古川
	三月十八日	泰久寺	花田
	三月十九日	泰久寺	高間
	三月二十日	泰久寺	岸本実
	三月二十一日	泰久寺	上古川
	三月二十二日	泰久寺	花田
	三月二十三日	泰久寺	高間
	三月二十四日	泰久寺	岸本実
	三月二十五日	泰久寺	上古川
	三月二十六日	泰久寺	花田
	三月二十七日	泰久寺	高間
	三月二十八日	泰久寺	岸本実
	三月二十九日	泰久寺	上古川
	三月三十日	泰久寺	花田
	三月三十一日	泰久寺	高間
	四月一日	泰久寺	岸本実
	四月二日	泰久寺	上古川
	四月三日	泰久寺	花田
	四月四日	泰久寺	高間
	四月五日	泰久寺	岸本実
	四月六日	泰久寺	上古川
	四月七日	泰久寺	花田
	四月八日	泰久寺	高間
	四月九日	泰久寺	岸本実
	四月十日	泰久寺	上古川
	四月十一日	泰久寺	花田
	四月十二日	泰久寺	高間
	四月十三日	泰久寺	岸本実
	四月十四日	泰久寺	上古川
	四月十五日	泰久寺	花田
	四月十六日	泰久寺	高間
	四月十七日	泰久寺	岸本実
	四月十八日	泰久寺	上古川
	四月十九日	泰久寺	花田
	四月二十日	泰久寺	高間
	四月二十一日	泰久寺	岸本実
	四月二十二日	泰久寺	上古川
	四月二十三日	泰久寺	花田
	四月二十四日	泰久寺	高間
	四月二十五日	泰久寺	岸本実
	四月二十六日	泰久寺	上古川
	四月二十七日	泰久寺	花田
	四月二十八日	泰久寺	高間
	四月二十九日	泰久寺	岸本実
	四月三十日	泰久寺	上古川
	四月三十一日	泰久寺	花田
	五月一日	泰久寺	高間
	五月二日	泰久寺	岸本実
	五月三日	泰久寺	上古川
	五月四日	泰久寺	花田
	五月五日	泰久寺	高間
	五月六日	泰久寺	岸本実
	五月七日	泰久寺	上古川
	五月八日	泰久寺	花田
	五月九日	泰久寺	高間
	五月十日	泰久寺	岸本実
	五月十一日	泰久寺	上古川
	五月十二日	泰久寺	花田
	五月十三日	泰久寺	高間
	五月十四日	泰久寺	岸本実
	五月十五日	泰久寺	上古川
	五月十六日	泰久寺	花田
	五月十七日	泰久寺	高間
	五月十八日	泰久寺	岸本実
	五月十九日	泰久寺	上古川
	五月二十日	泰久寺	花田
	五月二十一日	泰久寺	高間
	五月二十二日	泰久寺	岸本実
	五月二十三日	泰久寺	上古川
	五月二十四日	泰久寺	花田
	五月二十五日	泰久寺	高間
	五月二十六日	泰久寺	岸本実
	五月二十七日	泰久寺	上古川
	五月二十八日	泰久寺	花田
	五月二十九日	泰久寺	高間
	五月三十日	泰久寺	岸本実
	五月三十一日	泰久寺	上古川
	六月一日	泰久寺	花田
	六月二日	泰久寺	高間
	六月三日	泰久寺	岸本実
	六月四日	泰久寺	上古川
	六月五日	泰久寺	花田
	六月六日	泰久寺	高間
	六月七日	泰久寺	岸本実
	六月八日	泰久寺	上古川
	六月九日	泰久寺	花田
	六月十日	泰久寺	高間
	六月十一日	泰久寺	岸本実
	六月十二日	泰久寺	上古川
	六月十三日	泰久寺	花田
	六月十四日	泰久寺	高間
	六月十五日	泰久寺	岸本実
	六月十六日	泰久寺	上古川
	六月十七日	泰久寺	花田
	六月十八日	泰久寺	高間
	六月十九日	泰久寺	岸本実
	六月二十日	泰久寺	上古川
	六月二十一日	泰久寺	花田
	六月二十二日	泰久寺	高間
	六月二十三日	泰久寺	岸本実
	六月二十四日	泰久寺	上古川
	六月二十五日	泰久寺	花田
	六月二十六日	泰久寺	高間
	六月二十七日	泰久寺	岸本実
	六月二十八日	泰久寺	上古川
	六月二十九日	泰久寺	花田
	六月三十日	泰久寺	高間
	六月三十一日	泰久寺	岸本実
	七月一日	泰久寺	上古川
	七月二日	泰久寺	花田
	七月三日	泰久寺	高間
	七月四日	泰久寺	岸本実
	七月五日	泰久寺	上古川
	七月六日	泰久寺	花田
	七月七日	泰久寺	高間
	七月八日	泰久寺	岸本実
	七月九日	泰久寺	上古川
	七月十日	泰久寺	花田
	七月十一日	泰久寺	高間
	七月十二日	泰久寺	岸本実
	七月十三日	泰久寺	上古川
	七月十四日	泰久寺	花田
	七月十五日	泰久寺	高間
	七月十六日	泰久寺	岸本実
	七月十七日	泰久寺	上古川
	七月十八日	泰久寺	花田
	七月十九日	泰久寺	高間
	七月二十日	泰久寺	岸本実
	七月二十一日	泰久寺	上古川
	七月二十二日	泰久寺	花田
	七月二十三日	泰久寺	高間
	七月二十四日	泰久寺	岸本実
	七月二十五日	泰久寺	上古川
	七月二十六日	泰久寺	花田
	七月二十七日	泰久寺	高間
	七月二十八日	泰久寺	岸本実
	七月二十九日	泰久寺	上古川
	七月三十日	泰久寺	花田
	七月三十一日	泰久寺	高間
	八月一日	泰久寺	岸本実
	八月二日	泰久寺	上古川
	八月三日	泰久寺	花田
	八月四日	泰久寺	高間
	八月五日	泰久寺	岸本実
	八月六日	泰久寺	上古川
	八月七日	泰久寺	花田
	八月八日	泰久寺	高間
	八月九日	泰久寺	岸本実
	八月十日	泰久寺	上古川
	八月十一日	泰久寺	花田
	八月十二日	泰久寺	高間
	八月十三日	泰久寺	岸本実
	八月十四日	泰久寺	上古川
	八月十五日	泰久寺	花田
	八月十六日	泰久寺	高間
	八月十七日	泰久寺	岸本実
	八月十八日	泰久寺	上古川
	八月十九日	泰久寺	花田
	八月二十日	泰久寺	高間
	八月二十一日	泰久寺	岸本実
	八月二十二日	泰久寺	上古川
	八月二十三日	泰久寺	花田
	八月二十四日	泰久寺	高間
	八月二十五日	泰久寺	岸本実
	八月二十六日	泰久寺	上古川
	八月二十七日	泰久寺	花田
	八月二十八日	泰久寺	高間
	八月二十九日	泰久寺	岸本実
	八月三十日	泰久寺	上古川
	八月三十一日	泰久寺	花田
	九月一日	泰久寺	高間
	九月二日	泰久寺	岸本実
	九月三日	泰久寺	上古川
	九月四日	泰久寺	花田
	九月五日	泰久寺	高間
	九月六日	泰久寺	岸本実
	九月七日	泰久寺	上古川
	九月八日	泰久寺	花田
	九月九日	泰久寺	高間
	九月十日	泰久寺	岸本実
	九月十一日	泰久寺	上古川
	九月十二日	泰久寺	花田
	九月十三日	泰久寺	高間
	九月十四日	泰久寺	岸本実
	九月十五日	泰久寺	上古川
	九月十六日	泰久寺	花田
	九月十七日	泰久寺	高間
	九月十八日	泰久寺	岸本実
	九月十九日</		

## イ 毒物及び劇物に関する法規

ロ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

ただし、農業用のみを受験する者に対する筆記試験の範囲は、別記のとおりとする。

## 2 実地試験

毒物及び劇物の識別並びにその取扱方法  
ただし、農業用のみを受験する者に対する実地試験の範囲は、筆記試験の場合と同様とする。

## 3 受験手続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二十六年三月鳥取県規則第九号）第二条に定める受験申請書に五百円の鳥取県収入証紙をはりつけ、次の書類を添えて、昭和三十七年八月三十日までに、所轄保健所長に提出しなければならない。

## 1 戸籍抄本

## 2 写真（申請前六月以内に脱帽で上半身を撮影した

名刺判で、台紙にはりつけていないもの）二枚  
4 麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者、精神病患者又はおし、つんば、盲若しくは色盲などいことを証する医師の證明書

## 別記

- 1 黄りん、硫化りん及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 2 クラーレ及びこれらを含有する製剤
- 3 シアン化合物及びこれを含有する製剤。但し、朱、甘汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀、白降汞、雷汞、ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ニコチンとして10%以下を含有するものを除く。
- 4 水銀化合物及びこれを含有する製剤。但し、朱、甘汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀、白降汞、雷汞及びこれらのいずれかを含有する製剤を除く。
- 5 ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ニコチンとして10%以下を含有するものを除く。
- 6 硫素、その化合物及びこれらのいずれかを含有する

- 7 モノフルオール酢酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 8 テトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 9 ヘキサエチルテトラホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 10 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 11 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 12 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤
- 13 パラクロルフェニルジアゾウレア、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 14 二クロル—四—メチル—六—ジメチルアミノピリミジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 15 オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤
- 16 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 17 モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤
- 18 ジニトロクレゾール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 19 二・四—ジニトロ—六—(—メチルプロピル)—フェノール及びこれを含有する製剤。ただし、二・四—ジニトロ—六—(—メチルプロピル)—フェノール2%以下を含有するものを除く。
- 20 リン化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する
- 21 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンンドジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤
- 22 ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾオキサチエピンオキサイド及びこれを含有する製剤
- 23 アルカノールアンモニウム—二・四—ジニトロ—六

- 1 (エーメチルプロピル)ーフエノラート及びこれを含有する製剤。ただし、トリエタノールアンモニウム一一・四一ジニトロ一六ー(エーメチルプロピル)ーフエノラート及びこれを含有する製剤を除く。
- 24 亜鉛塩類。ただし、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。
- 25 アンモニヤ水。ただし、アンモニヤ一〇%以下を含有するものを除く。
- 26 塩酸及びその含有物。但し、塩化水素一〇%以下を含有するものを除く。
- 27 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。
- 28 過酸化水素を含有する製剤。ただし、過酸化水素三・三%以下を含有するものを除く。
- 29 喰性カリ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化カリウム五%以下を含有するものを除く。
- 30 喰性ソーダ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。
- 31 クロルピクリン及びこれを含有する製剤
- 32 硅弔化水素酸塩類
- 33 銅塩類。但し、雷銅を除く。
- 34 ニコチンとして一〇%以下を含有する製剤
- 35 ニ硫化炭素及びこれを含有する製剤
- 36 バリウム化合物。但し、硫酸バリウムを除く。
- 37 ホルムアルデヒド含有物。但し、ホルムアルデヒド一%以下を含有するものを除く。
- 38 ロテノン及びロテノンを含有する生薬(デリス根、魚藤根の類)並びにこれらのいずれかを含有する製剤。但し、ロテノン二%以下を含有するものを除く。
- 39 硫酸及びその含有物。但し、硫酸一〇%以下を含有するものを除く。
- 40 プロムメチル
- 41 二一四一ジニトロ一六ーシクロヘキシルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、二一四一ジニトロ一六ーシクロヘキシルフェノール一五%以下を含有する製剤を除く。
- 42 ペンタクロルフェノール、その塩類及びこれらのい
- 43 ノールとして五%以下を含有するものを除く。
- 44 ジクロルベンジル酸、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ジクロルベンジル酸として一五%以下を含有するものを除く。
- 45 ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン五%以下を含有するものを除く。
- 46 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン五%以下を含有するものを除く。
- 47 硝酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硝酸タリウム〇・三%以下を含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスを用いて著しくからく着味された硝酸タリウムを除く。
- 48 硫酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硫酸タリウム〇・三%以下含有し、黒色に着色され、かつ、トウガラシエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。
- 49 リン化亜鉛及びこれを含有する製剤。ただし、リ
- 50 ニ臭化エチレン及びこれを含有する製剤。ただし、ニ臭化エチレン五〇%以下を含有するものを除く。
- 51 七<sup>a</sup>一テトラヒドロ一四・七一(八・八一ジクロロメタノ)ーインデン及びこれを含有する製剤。ただし、一・四・五・六・七一ペントタクロロー三<sup>a</sup>・四・七・七<sup>a</sup>一テトラヒドロ一四・七一(八・八一ジク

74	73	72	71	70	69	68	67
ジメチルカルバミルメチル（エヌ-メチルカルバミルメチル）—ジ オホスフエイド及びこれを含有する製剤	ジメチルカルバミルメチル（エヌ-メチルカルバミルメチル）—ジ オホスフエイド及びこれを含有する製剤	ジメチルカルバミルメチル（エヌ-メチルカルバミルメチル）—ジ オホスフエイド及びこれを含有する製剤	ジメチルカルバミルメチル（エヌ-メチルカルバミルメチル）—ジ オホスフエイド及びこれを含有する製剤	ジメチルカルバミルメチル（エヌ-メチルカルバミルメチル）—ジ オホスフエイド及びこれを含有する製剤	二・三—ジ一（ジエチルジオホスホロ）—ペラジ オキサン及びこれを含有する製剤	過酸化尿素及びこれを含有する製剤。ただし、過酸 化尿素一七%以下を含有するものを除く。	二・三—ジ一（ジエチルジオホスホロ）—ペラジ オキサン及びこれを含有するもの
剤	ト及びこれを含有する製剤	ルチオホスフエイド及びこれを含有する製剤	ト及びこれを含有する製剤	ルチオホスフエイド及びこれを含有する製剤	化尿素一七%以下を含有するものを除く。	化尿素一七%以下を含有するものを除く。	除く。
							し、トリブチル錫化合物一%以下を含有するものを 含有するものを除く。

正誤

昭和三十七年七月二十七日付け鳥取県人事委員会規則  
第二十七号中次の箇所について誤りがあつたので訂正す

ジメチルエチルメルカブトエチルジチオホスフエイ  
ト及びこれを含有する製剤  
ジメチル一四一メチルメルカブト一三メチルフエニ  
ルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤  
エチルエヌー（ジエチルジチオホスホリールアセチ  
ル）エヌメチルカルバメート及びこれを含有する製剤

17	16	15
下	上	1
6		
第三項	要件をみたして いるもの	要件を満たして いるもの
	第三項	正 読

昭和37年8月10日 金曜日		鳥取県公報	第3種郵便物 販賣(同)	16
58	57	56	55	54
ジエチル二・四-クロルフェニルメルカプトメチルジ チオホスフエイド及びこれを含有する製剤	ジエチル二・二-ジクロロビニルホスフエイド及び これを含有する製剤	トリエタノールアンモニウム二・四-ジニトロ-1- (-1-メチルプロピル)-1-フェノラート及びこれを 含有する製剤	ジエチル二・二-トリクロロ-1-ヒドロキシ エチルホスホネイト及びこれを含有する製剤。ただ し、ジエチル二・二-トリクロロ-1-ヒドロ キシエチルホスホネイト10%以下を含有するもの を除く。	クロルメチル及びこれを含有する製剤。ただし、容 量三〇〇立方センチメートル以下の容量に収められ た殺虫剤であつて、クロルメチル五〇%以下を含有 するものを除く。

66	トリプチル錫化合物及びこれを含有する製剤。ただし、ド○・二%以下を含有するものを除く。
67	チルジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
68	六塩化ベンゼン
69	ジブロムクロロプロパン及びこれを含有する製剤
70	ジクロルブチン及びこれを含有する製剤
71	テトラエチルメチレンビスジチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
72	二・四一二ジニトロ一六一(一メチルプロピル)一 フエノール二%以下を含有する製剤
73	エヌ一メチル一一ナフチルカルバメート及びこれ を含有する製剤。ただし、エヌ一メチル一一ナフ チルカルバメート三%以下を含有するものを除く。 ベーター(二)(三・五一ジメチル一一オキソシ クロヘキシル)一一ヒドロキシエチル)一グルタ ルイミド及びこれを含有する製剤。ただし、ベータ ー(二)(三・五一ジメチル一一オキソシクロヘ キシル)一一ヒドロキシエチル)一グルタルイミ
74	60
75	61
76	62
77	63
78	64
79	65